

熊本県夜間中学設置基本方針の策定について

このことについて、別紙のとおり策定することとする。

(提案理由)

学びを必要とする全ての方への学びの保障の実現に向け、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの学び直しの場としての夜間中学の設置が必要である。

学校その他の教育機関の設置場所の決定及び県立学校施設整備の基本方針については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第9号及び第16号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成20年熊本県教育委員会規則第5号)

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(8) (略)

(9) 学校その他の教育機関の名称及び敷地の決定又は変更

(10)～(15) (略)

(16) 県立学校施設整備の基本方針

(17)～(25) (略)

2 (略)

熊本県夜間中学設置基本方針概要



熊本県教育庁市町村教育局義務教育課

1 夜間中学設置の背景

- 現状:15都道府県34市区で40校が設置 / R6年までに7校が設置予定
 - ・義務教育未修了の学齢超過生徒
 - ・十分な教育を受けていない外国籍の生徒
 - ・不登校等で実質的に教育を受けられなかった生徒 など
- ※ 多様な生徒に対し、義務教育を受ける機会の保障が必要
- 国の動向
 - ・教育機会確保法
 - ・第3期教育振興基本計画
 - ・子どもの貧困対策に関する大綱
 - ・R3年1月 衆議院予算委員会 菅総理大臣答弁
「5年間で全ての都道府県・指定都市に設置を目指す」

2 本県における夜間中学設置の必要性

- 未就学者:小学校にも中学校にも在学したことのない方または小学校を中途退学した方 (R2年 1,990人 [うち熊本市:982人])
- 最終卒業学校が小学校の方:小学校のみ卒業した方または中学校を中途退学した方 (R2年 17,874人 [うち熊本市:3,027人])
- 不登校生徒の増加 (R2年度 2,107人 / 前年度より194人増)
- 在留外国人の増加 (R3年末 16,686人 / 4年間で約3,000人増)



- 義務教育段階における学び直しのニーズに対応する機会を設け、蒲島県政の「誰一人取り残さない」方針のもと、多様なニーズに対応した教育の提供を目指す

3 夜間中学設置についての調査研究の経緯

- H29年アンケート調査 (978人回答)
 - ※ 夜間中学が本県にあった方がよい517人 / 通いたい128人
- R3年アンケート調査 (139人回答)
 - ※ 夜間中学で学びたい108人 うち、熊本市在住4割、外国籍2割

4 県教育委員会としての夜間中学設置の基本方針

- (1) 設置主体は県(熊本市と連携)
- (2) 県立湧心館高等学校内に設置
- (3) 令和6年(2024年)4月を目途に開校
- (4) 熊本県在住の15歳以上で、義務教育を修了していない方、または卒業しても不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかつた方(国籍は問わない)
- (5) 開校時にすべての学年を開設
- (6) 各学年20人程度
- (7) 県内全域(熊本市を含む)から入学可能
- (8) ・授業料及び教科書代は無償
・教材費等は、実費を本人が負担

5 夜間中学開校に向けた今後の取組

熊本市及び各市町村や関係諸機関等との連携強化、広報活動の推進、人員配置や施設整備、教育課程、遠隔授業等の検討

6 夜間中学開校後の展開

取組の成果を検証し、夜間中学の運営や指導の向上・充実を図る



指定都市と連携した夜間中学設置及び地方都市における夜間中学設置のモデルとして積極的に情報発信

熊本県夜間中学設置基本方針（案）

令和4年（2022年） 月

熊本県教育委員会

目 次

| | |
|--------------------------------|---|
| 1 夜間中学設置の背景 | |
| (1) 夜間中学の現状と役割 | 1 |
| (2) 国の動向 | 1 |
| (3) 都道府県の動向 | 1 |
| 2 本県における夜間中学設置の必要性 | |
| (1) 義務教育段階の学び直しが必要な方の状況 | 2 |
| (2) 熊本県における課題 | 2 |
| (3) 課題への対応策 | 3 |
| 3 夜間中学設置についての調査研究の経緯 | |
| (1) 熊本県中学校夜間学級調査研究検討会議の設置 | 4 |
| (2) 検討会議による調査研究 | 4 |
| 4 県教育委員会としての夜間中学設置の基本方針 | |
| (1) 設置主体 | 5 |
| (2) 設置場所 | 5 |
| (3) 開校時期 | 5 |
| (4) 対象生徒 | 5 |
| (5) 開校方法 | 5 |
| (6) 学級編制 | 6 |
| (7) 学区 | 6 |
| (8) 本人負担 | 6 |
| 5 夜間中学開校に向けた今後の取組 | |
| | 7 |
| 6 夜間中学開校後の展開 | |
| | 7 |

〈「夜間中学」についてのアンケート調査結果・補足資料〉別紙①

〈参考資料〉別紙②

1 夜間中学設置の背景

(1) 夜間中学の現状と役割

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮など様々な理由から、昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。（令和4年（2022年）4月現在、15都道府県34市区で40校が設置されている。）

在学生徒については、義務教育未修了の学齢超過者のほか、近年は、日本国籍を有しない生徒が増加しており、全体の約8割を占めている。

また、不登校等で実質的に教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した方で、中学校で学び直すことを希望する方も対象である。夜間中学には、このような多様な生徒に対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

(2) 国の動向

平成28年（2016年）12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）が制定され、全ての地方公共団体に、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずることを求めている。

平成29年（2017年）3月には、「義務教育費国庫負担法」が改正され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても、教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられた。このことにより、都道府県立の夜間中学の設置が促進されることが期待されている。

平成30年（2018年）6月には、「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、「都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」ことが、政府の方針となった。

さらに、令和元年（2019年）11月には、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、「全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る」ことが政府の方針となった。これを受け、令和3年（2021年）の衆議院予算委員会では、菅内閣総理大臣が「夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置されることを目指す」と答弁している。

(3) 都道府県の動向

教育機会確保法施行時の平成28年度（2016年度）には、8都道府県に31校の夜間中学が設置されていた。

令和4年（2022年）4月現在、15都道府県34市区に計40校が設置されている。また、今後設置予定の自治体も増えるなど、全国的に夜間中学設置の動きが広がっている。

なお、九州においては、令和4年（2022年）4月に福岡市が夜間中学を開校している。

2 本県における夜間中学設置の必要性

(1) 義務教育段階の学び直しが必要な方の状況

義務教育段階の学び直しが必要な方は、義務教育未修了者、不登校生徒、在留外国人に多いと考えられる。

県内における、義務教育未修了者、不登校生徒及び在留外国人の状況は、それぞれ次のとおりである。

① 義務教育未修了者の状況

令和2年（2020年）の国勢調査結果によると、本県の未就学者（※1）は1,990人、最終卒業学校が小学校の方（※2）は17,874人であり、熊本市においても未就学者は982人、最終卒業学校が小学校の方は3,027人であることが分かっている。

※1：「未就学者」の定義：小学校にも中学校にも在学したことのない方または小学校を中途退学した方

※2：「最終卒業学校が小学校の方」の定義：小学校のみ卒業した方または中学校を中途退学した方

② 不登校生徒の状況

文部科学省「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」によると、中学校における不登校生徒数は、増加傾向にある。

県内における中学校不登校者は、令和2年度（2020年度）は2,107人で、前年度より194人の増加（「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について（熊本県））であった。不登校生徒の学習に対しては、各中学校や市町村教育委員会等において様々な形で学習支援を行っているが、この状況を鑑みると、中学校において十分に学ぶことができずに卒業してしまった方が一定程度存在している。

③ 在留外国人の状況

法務省出入国在留管理庁「令和3年末現在における在留外国人数について」によると、本県における在留外国人の数は、令和元年（2019年）末から令和3年（2021年）末現在、緩やかに減少しているものの、平成29年（2017年）末から約3,000人増加している。

県内在住の外国人労働者数は、令和3年（2021年）10月末現在で13,013人であり、前年同期比85人増加（厚生労働省熊本労働局「令和3年「外国人雇用状況」の届出状況集計結果」）で過去最高であった。熊本県中学校夜間学級調査研究検討会議による調査の結果においても、外国籍の方の中に様々な理由から義務教育の学び直しを必要とする方が確認されている。

(2) 熊本県における課題

① 義務教育段階の学びの場の提供

県内において、義務教育未修了者や、外国で学齢期に義務教育を受けられなかった学齢超過者等に対して提供されている学びの場は、生涯学習を目的としたものであり、学校での就学機会は提供されていない。

教育機会確保法第3条第4項では「義務教育未修了者に対する教育機会の確保等に関する

基本理念」が掲げられ、同法第14条では、「就学の機会の提供等」が規定されている。しかし、義務教育段階の学び直しのニーズがあっても、学習の機会を十分に提供できていないのが現状である。

同法に基づき、義務教育段階の学び直しが必要な方で、学校への就学を希望する方に対し、就学の機会を提供する必要がある。

② 高等学校等への進学機会と就労の選択肢の提供

県内の高等学校を受検するためには、ほとんどの場合、「中学校卒業（見込みを含む）」、「海外での9年間の普通教育修了」、「中学校卒業程度認定試験合格」のいずれかの条件を満たす必要がある。

県内の中学校では、原則として学齢期超過者を受け入れていない。義務教育未修了者や、海外で9年間の普通教育未修了者の学齢超過者等は、中学校で学び直すことができないため、進路は大きく制限されている。

また、中学校で学び直すことができないと、就業可能な職種等が限られ、就労の選択肢も制限されてしまう場合がある。このことは、県内産業の発展にとって、影響を及ぼすこともある。

義務教育段階の学び直しが必要な人に対し、進路の選択肢を広げ、県内で活躍する人材の育成を図っていく必要がある。

(3) 課題への対応策

蒲島県政の「誰一人取り残さない」方針のもと、多様なニーズに対応した教育の提供を目指していく必要がある。

多様なニーズに対応した教育に応える場として、また、学齢を超過した方であって、学校における就学の機会の提供を希望する方に対し、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会を確保するため、本県に夜間中学の設置が必要である。

3 夜間中学設置についての調査研究の経緯

(1) 熊本県中学校夜間学級調査研究検討会議の設置

熊本県教育委員会においては、平成27年度（2015年度）から文部科学省事業を活用した調査研究を開始し、県と熊本市等で構成する「熊本県中学校夜間学級調査研究検討会議（以下「検討会議」という。）」を実施している。

(2) 検討会議による調査研究

夜間中学に対するニーズを把握することを目的に、平成29年度（2017年度）に行った実態調査（45市町村）では、978人から回答があり、「夜間中学が本県にあった方がよい（517人）」「通いたい（128人）」という意見があったが、入学対象となる方の明確なニーズは捉えることができなかった。

令和3年（2021年）11月に、入学対象者の詳細なニーズを把握するため、当事者に広く行き渡るよう、県・熊本市が共同してアンケート調査を行った（県内およそ500か所へ20,000枚（日本語版15,000枚、中国語版・韓国語版各2,500枚のアンケート用紙を配布）。）

調査の結果、139人の回答が寄せられ、このうち「夜間中学で勉強したい」と回答した方が108人、その半数を超える方が熊本市を含む県央学区に居住している方であった（調査結果の詳細については別紙①参照）。

4 県教育委員会としての夜間中学設置の基本方針

(1) 設置主体

県が設置主体となり、県立夜間中学を設置する。(熊本市と連携)

本県における夜間中学の設置については、市町村単独で設置した場合、小規模の学級となる可能性が高く、十分な教員配置等が難しくなることが想定される。

アンケート調査結果から、県内広くニーズがあること、蒲島県政の「誰一人取り残さない」という方針を踏まえ、県立の夜間中学を設置することとする。

なお、熊本市と設置に向けて連携を図っていくこととする。

(2) 設置場所

熊本県立湧心館高等学校内に設置する。

通学の利便性に優れ、夜間定時制のノウハウをもった熊本県立湧心館高等学校の施設を一部使用することで、学校全体を本県における「多様なニーズに対応した学びの拠点」として位置付けることとする。

(3) 開校時期

令和6年(2024年)4月を目途に開校する。

現存する夜間中学へのニーズに応えるために、できるだけ早期に夜間中学を開校することが望ましいと考える。ただし、これまでの調査研究の結果、設置決定から開校までの準備期間として、少なくとも2年間が必要であると想定されている。そのため、現在から2年後となる令和6年(2024年)4月の開校を目指すこととする。

なお、アンケート調査結果から「勉強したい」と回答された方のうち、熊本市を含む県央学区に居住している方が半数を超えていたため、指定都市である熊本市と連携して準備を進めていく。

(4) 対象生徒

熊本県在住の15歳以上で、義務教育を修了していない方、又は卒業しても不登校等の理由により十分に学ぶことができなかった方(国籍は問わない)

国の方針を踏まえるとともに、蒲島県政「誰一人取り残さない」の方針に基づき、義務教育の機会を保障することを目的として設置することから、熊本県在住の15歳以上で、義務教育を修了していない方、又は卒業しても不登校等の理由により十分に学ぶことができなかった方(国籍は問わない)を対象とする。

学齢生徒の入学は、各市町村において教育支援センター(適応指導教室)の充実を図っていることから、本方針においては対象外とするが、今後の不登校の状況を注視しながら検討を行っていく。

(5) 開校方法

開校時に全ての学年を開設する。

入学予定者一人一人の状況や事情が異なることから、入学予定者と相談の上、ニーズに応じて入学学年を決定することとする。

(6) 学級編制

各学年20人程度とする。

各学年1学級ずつ開設し、20人程度を想定している。学習においては、多様なニーズに対応した柔軟な教育課程編成を行う。

(7) 学区

県内全域（熊本市を含む）とする。

県内全ての市町村（熊本市を含む）から入学可能とする。

(8) 本人負担

○授業料及び教科書代は無償とする。

○教材費等は、実費を本人が負担する。

授業料及び教科書代は、法律に基づき無償であるが、教材費（ドリルやノート、学校行事等に関する経費等）は、本人の実費負担とする。

5 夜間中学開校に向けた今後の取組

県民の理解や関心を高め、入学希望者を把握していくために、熊本市及び各市町村や関係諸機関等との連携強化を図り、様々な機会や媒体を活用し、積極的に広報・周知活動を推進していく。

また、夜間中学への多様なニーズに対応するために、人員配置や施設の整備、教育課程等について、以下の年度で具体的な検討を行っていく。

| 令和4年度（2022年度） |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 夜間中学推進協議会の開催<ul style="list-style-type: none">・ 夜間中学の設置・運営に関すること・ 熊本市との連携・協力に関すること○ 夜間中学推進委員会の開催<ul style="list-style-type: none">・ 県と市町村の役割分担及び連携等について・ 予算の検討○ 夜間中学ワーキンググループ（WG）の開催<ul style="list-style-type: none">・ 市町村における入学予定者への支援等の在り方について・ 施設設備、就学要件、教員配置、教育課程・教育内容・教育方法等の調査研究及び検討・ 遠隔授業の在り方の検討・ 入学希望調査の実施・ 条例の改正・ 広報用チラシ・ポスター等の制作、配布○ 夜間中学シンポジウム等の開催○ 校名・校章・校歌に関すること |
| 令和5年度（2023年度） |
| <ul style="list-style-type: none">○ 条例・規則の改正○ 教育課程の編成等○ 施設・設備の整備、教材・備品等の整備○ 入学説明会の開催○ 入学希望者募集、体験入学、面接等の実施○ 教員配置の検討 |
| 令和6年度（2024年度） |
| <ul style="list-style-type: none">○ （4月）夜間中学開校 |

6 夜間中学開校後の展開

夜間中学の設置後は、その取組の成果を検証し、夜間中学の運営・指導の向上・充実を図るとともに、県全体の義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策等に生かしていく。

さらに、取組状況を積極的に全国に発信していくとともに、指定都市と連携した夜間中学設置及び地方都市における夜間中学設置のモデルとなることを目指していく。

【別紙①】

「夜間中学」についてのアンケート調査結果・補足資料

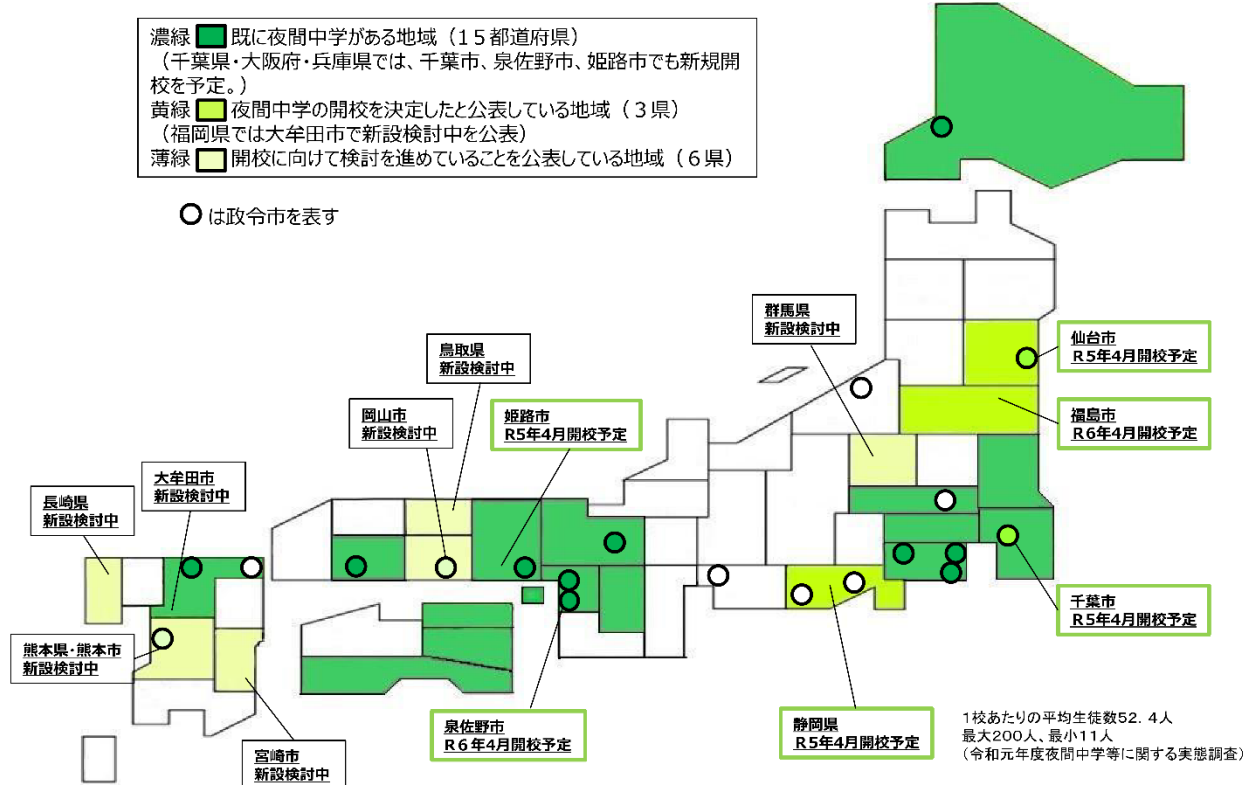
熊本県夜間中学設置基本方針（案）

令和4年（2022年） 月

熊本県教育委員会

【資料1】夜間中学の設置・検討状況一覧（令和4年4月 文部科学省調べ）

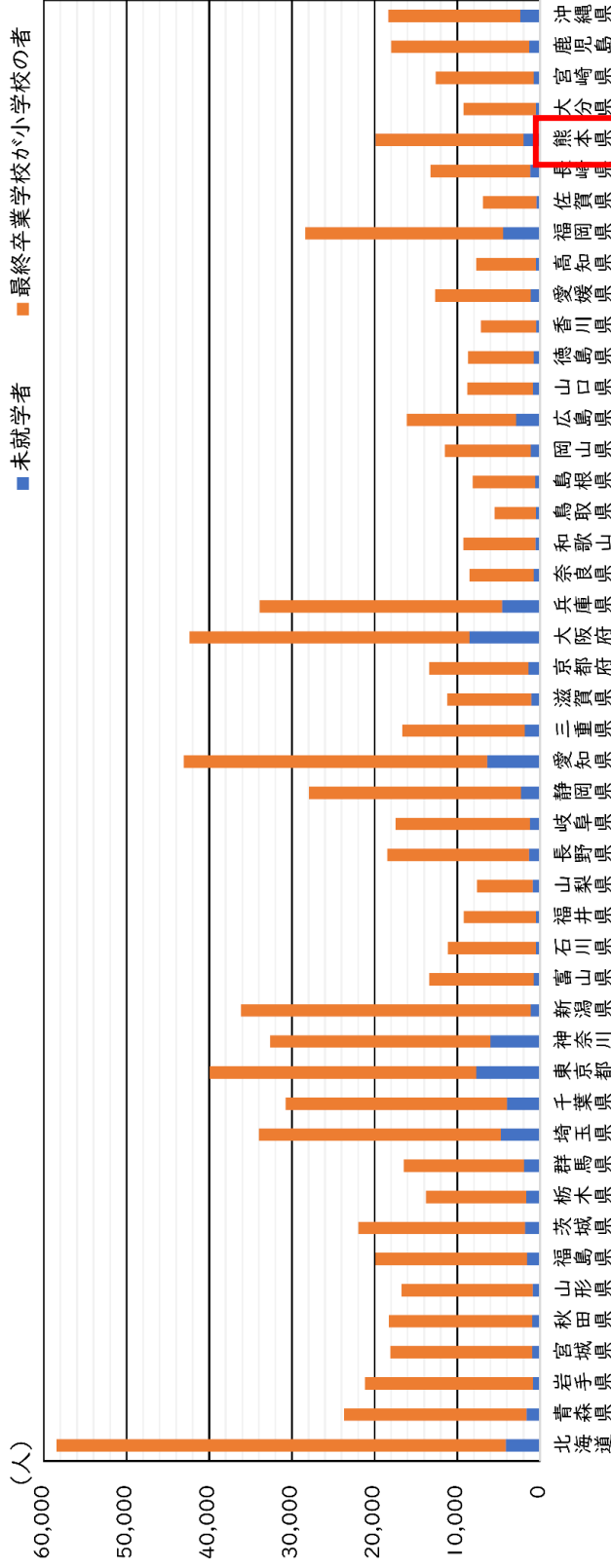
既設夜間中学一覧（R4年4月時点） 15都道府県34市区に40校



| 都道府県 | 設置主体 | 学校名 |
|------|------|----------------------------|
| 北海道 | 札幌市 | 星友館（せいゆうかん）中学校【令和4年4月開校】 |
| 茨城県 | 常総市 | 水海道（みつかいどう）中学校 |
| 埼玉県 | 川口市 | 芝西（しばにし）中学校陽春（ようしゅん）分校 |
| 千葉県 | 市川市 | 大洲（おおす）中学校 |
| | 松戸市 | 第一（だいいち）中学校みらい分校 |
| 東京都 | 足立区 | 第四（だいよん）中学校 |
| | 荒川区 | 第九（だいきゅう）中学校 |
| | 江戸川区 | 小松川（こまつがわ）第二中学校 |
| | 大田区 | 糞谷（こうじや）中学校 |
| | 葛飾区 | 双葉（ふたば）中学校 |
| | 墨田区 | 文花（ぶんか）中学校 |
| | 世田谷区 | 三宿（みしゆく）中学校 |
| | 八王子市 | 第五（だいが）中学校 |
| 神奈川県 | 川崎市 | 西中原（にしなかはら）中学校 |
| | 横浜市 | 蒔田（まいた）中学校 |
| | 相模原市 | 大野南（おおのみなみ）中学校分校【令和4年4月開校】 |

| 都道府県 | 設置主体 | 学校名 |
|------|-----------|--|
| 京都府 | 京都市 | 洛友（らくゆう）中学校 |
| 大阪府 | 大阪市 | 天王寺（てんのうじ）中学校 |
| | | 天満（てんま）中学校 |
| | | 文（ふみ）の里（さと）中学校 |
| | | 東生野（ひがしいくの）中学校 |
| | | 岸和田市 |
| | 堺市 | 殿馬場（とのばば）中学校 |
| | 豊中市 | 第四（だいよん）中学校 |
| | 東大阪市 | 布施（ふせ）中学校 |
| | | 意岐部（おきべ）中学校 |
| | 守口市 | さつき学園 |
| 八尾市 | 八尾（やお）中学校 | |
| 奈良県 | 橿原市 | 畝傍（うねび）中学校 |
| | 天理市 | 北（きた）中学校 |
| | 奈良市 | 春日（かすが）中学校 |
| 兵庫県 | 尼崎市 | 成長（せいりょう）中学校琴城（きんじょう）分校 |
| | 神戸市 | 丸山（まるやま）中学校西野（にし）の分校 兵庫（ひょうご）中学校北分校 |
| 広島県 | 広島市 | 観音（かんおん）中学校 |
| | | 二葉（ふたば）中学校 |
| 徳島県 | 徳島県 | 徳島県立しらさぎ中学校 |
| 高知県 | 高知県 | 高知県立高知国際（こうちこくさい）中学校 |
| 香川県 | 三豊市 | 高瀬（たかせ）中学校【令和4年4月開校】 |
| 福岡県 | 福岡市 | 福岡きぼう中学校【令和4年4月開校】 |

【資料2-①】国勢調査における未就学者（※1）及び最終卒業学校が小学校の者の数（※2）（熊本県）
（令和2年 総務省統計局「国勢調査」）

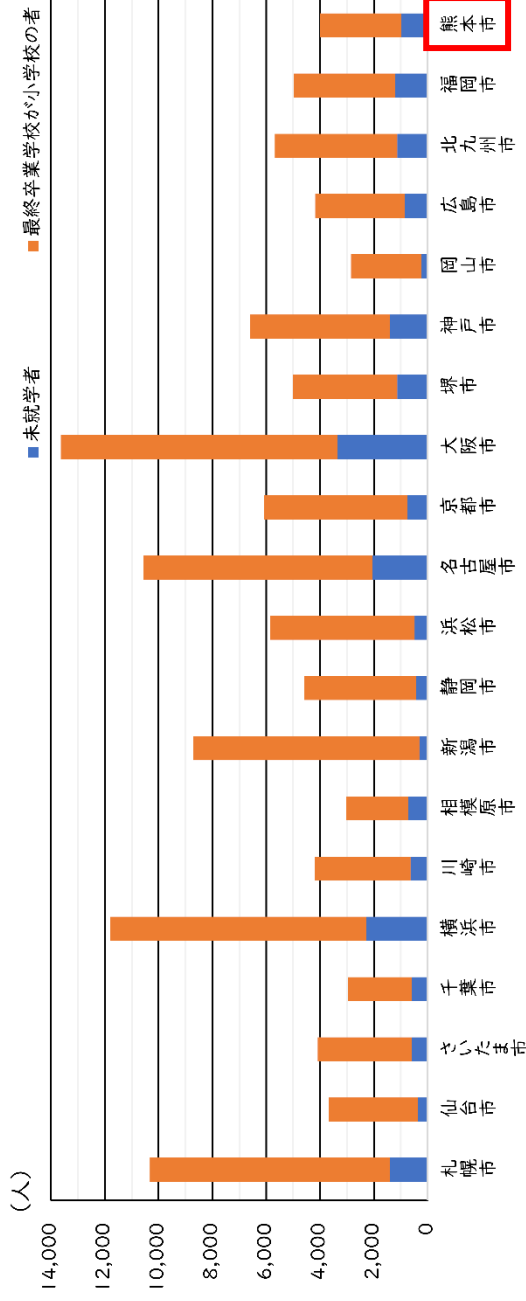


| 未就学者数(人) | 人口に占める未就学者の割合(%) | 最終卒業学校が小学校の者の数(人) | 人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%) |
|----------|------------------|-------------------|--------------------------|
| 北海道 | 0.09 | 54,286 | 1.2 |
| 青森県 | 0.09 | 2,209 | 1.2 |
| 岩手県 | 0.08 | 20,290 | 1.9 |
| 宮城県 | 0.08 | 881 | 0.9 |
| 秋田県 | 0.05 | 966 | 0.9 |
| 山形県 | 0.11 | 935 | 2.0 |
| 福島県 | 0.10 | 18,370 | 1.2 |
| 茨城県 | 0.10 | 1,806 | 0.8 |
| 栃木県 | 0.10 | 1,648 | 0.7 |
| 群馬県 | 0.10 | 1,917 | 0.9 |
| 埼玉県 | 0.08 | 4,754 | 0.5 |
| 千葉県 | 0.07 | 3,984 | 0.5 |
| 東京都 | 0.06 | 7,693 | 0.3 |
| 神奈川県 | 0.08 | 6,004 | 0.3 |
| 新潟県 | 0.06 | 11,37 | 1.8 |
| 富山県 | 0.06 | 738 | 1.4 |
| 石川県 | 0.05 | 497 | 1.1 |
| 福井県 | 0.08 | 496 | 1.3 |
| 山梨県 | 0.13 | 885 | 1.0 |
| 長野県 | 0.08 | 13,36 | 1.0 |
| 岐阜県 | 0.07 | 12,31 | 1.0 |
| 静岡県 | 0.07 | 23,16 | 0.6 |
| 愛知県 | 0.07 | 6,401 | 0.6 |
| 三重県 | 0.12 | 18,45 | 1.0 |
| 滋賀県 | 0.09 | 10,119 | 0.9 |
| 京都府 | 0.06 | 14,22 | 0.5 |
| 大阪府 | 0.11 | 85,15 | 0.4 |
| 兵庫県 | 0.10 | 46,07 | 0.6 |
| 奈良県 | 0.10 | 806 | 0.7 |
| 和歌山県 | 0.07 | 806 | 0.7 |
| 鳥取県 | 0.10 | 465 | 1.1 |
| 島根県 | 0.10 | 575 | 1.3 |
| 岡山県 | 0.07 | 1,108 | 0.7 |
| 広島県 | 0.12 | 2,890 | 0.6 |
| 山口県 | 0.07 | 851 | 0.7 |
| 徳島県 | 0.12 | 754 | 1.3 |
| 香川県 | 0.06 | 459 | 0.8 |
| 愛媛県 | 0.10 | 1,110 | 1.0 |
| 高知県 | 0.08 | 496 | 1.2 |
| 福岡県 | 0.10 | 44,55 | 0.6 |
| 佐賀県 | 0.06 | 443 | 0.9 |
| 長崎県 | 0.10 | 1,183 | 1.1 |
| 熊本県 | 0.13 | 19,90 | 1.2 |
| 大分県 | 0.05 | 521 | 0.9 |
| 宮崎県 | 0.09 | 791 | 1.3 |
| 鹿児島県 | 0.10 | 1,307 | 1.2 |
| 沖縄県 | 0.20 | 2,391 | 1.3 |
| 合計 | 0.09 | 944,55 | 0.7 |

※1：「未就学者」の定義：小学校にも中学校にも在学したくない方または小学校を中途退学した方

※2：「最終卒業学校が小学校の者」の定義：小学校のみ卒業した方または中学校を中途退学した方

【資料2-②】国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数（熊本市）
 （令和2年 総務省統計局「国勢調査」）

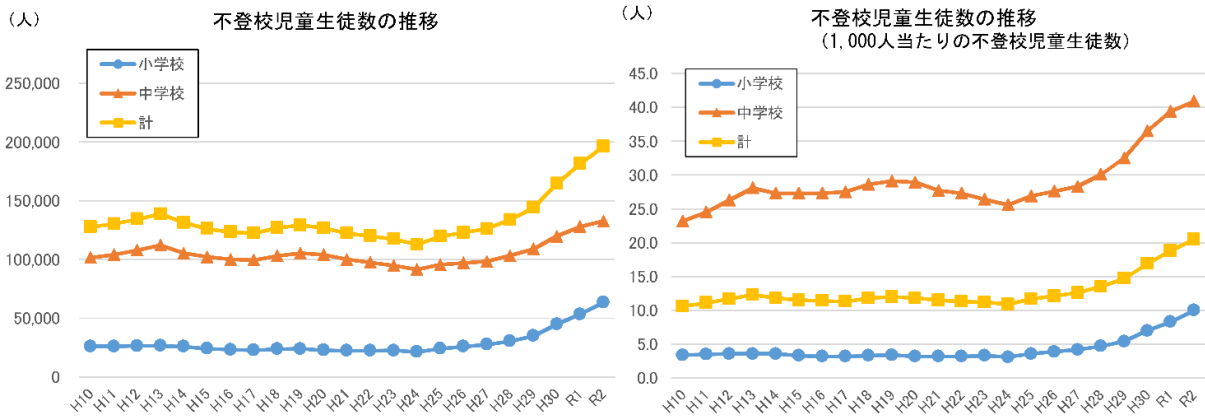


| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|------|------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 未就学者数(人) | 1398 | 札幌市 | 仙台市 | さいたま市 | 千葉市 | 横浜市 | 名古屋市 | 京都市 | 大阪市 | 川崎市 | 相模原市 | 新潟市 | 静岡市 | 浜松市 |
| 人口に占める未就学者の割合(%) | 0.08 | 0.04 | 0.05 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.11 | 0.11 | 0.05 | 0.11 | 0.05 | 0.07 | 0.07 |
| 最終卒業学校が小学校の者の数(人) | 8925 | 3316 | 3491 | 2371 | 2371 | 9531 | 3553 | 2317 | 2317 | 3553 | 2317 | 8405 | 4162 | 5383 |
| 人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%) | 0.5 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.4 | 1.2 | 0.7 | 0.8 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 未就学者数(人) | 2045 | 763 | 3348 | 1130 | 1130 | 1410 | 229 | 856 | 856 | 229 | 1131 | 1210 | 982 | 982 |
| 人口に占める未就学者の割合(%) | 0.10 | 0.06 | 0.14 | 0.16 | 0.16 | 0.11 | 0.04 | 0.08 | 0.08 | 0.04 | 0.14 | 0.09 | 0.16 | 0.16 |
| 最終卒業学校が小学校の者の数(人) | 8523 | 5314 | 10285 | 3876 | 3876 | 5187 | 2622 | 3326 | 3326 | 2622 | 4547 | 3779 | 3027 | 3027 |
| 人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%) | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.6 | 0.3 | 0.5 | 0.5 |

【資料3】不登校児童生徒数の推移

(文部科学省 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要)

小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は196,127人(前年度181,272人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は20.5人(前年度18.8人)。不登校児童生徒数は8年連続で増加し、過去最多となっている。



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

| | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校 | 28,017 | 26,047 | 26,373 | 26,511 | 25,869 | 24,077 | 23,318 | 22,709 | 23,825 | 23,927 | 22,852 | 22,327 | 22,463 | 22,622 | 21,243 | 24,175 | 25,864 | 27,583 | 30,448 | 35,032 | 44,841 | 53,350 | 63,350 |
| | 3.4 | 3.5 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 3.3 | 3.2 | 3.2 | 3.3 | 3.4 | 3.2 | 3.2 | 3.2 | 3.3 | 3.1 | 3.6 | 3.9 | 4.2 | 4.7 | 5.4 | 7.0 | 8.3 | 10.0 |
| 中学校 | 101,675 | 104,180 | 107,913 | 112,211 | 105,383 | 102,149 | 100,040 | 99,578 | 103,069 | 105,328 | 104,153 | 100,105 | 97,428 | 94,836 | 91,446 | 95,442 | 97,033 | 98,408 | 103,235 | 108,999 | 119,687 | 127,922 | 132,777 |
| | 23.2 | 24.5 | 26.3 | 28.1 | 27.3 | 27.3 | 27.3 | 27.5 | 28.6 | 29.1 | 28.9 | 27.7 | 27.3 | 26.4 | 25.6 | 26.9 | 27.6 | 28.3 | 30.1 | 32.5 | 36.5 | 39.4 | 40.9 |
| 計 | 127,892 | 130,227 | 134,286 | 138,722 | 131,252 | 126,226 | 123,358 | 122,267 | 126,894 | 129,255 | 126,805 | 122,432 | 119,891 | 117,458 | 112,689 | 119,617 | 122,897 | 125,991 | 133,683 | 144,031 | 164,528 | 181,272 | 196,127 |
| | 10.6 | 11.1 | 11.7 | 12.3 | 11.8 | 11.5 | 11.4 | 11.3 | 11.8 | 12.0 | 11.8 | 11.5 | 11.3 | 11.2 | 10.9 | 11.7 | 12.1 | 12.6 | 13.5 | 14.7 | 16.9 | 18.8 | 20.5 |

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

【資料4】不登校児童生徒数の推移

(熊本県 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要)

| | |
|--------|---|
| 本 県 | <p>(国公立小・中学校)</p> <p>小・中学校における長期欠席者数は4,202人と、前年度より497人増加している。このうち、不登校児童生徒数は2,996人で、前年度より312人増加している。長期欠席者数に占める割合は71.3%(-1.1ポイント)、在籍者数に占める割合は2.1%(+0.3ポイント)である。1千人当たりの不登校児童生徒数は、20.6人である。</p> <p>長期欠席者 小学校:1,426人【うち不登校889(+118)】、中学校:2,776人【うち不登校2,107(+194)】で、合計4,202人【うち不登校2,996(+312)】</p> <p>在籍者数に占める割合は、小学校:1.5%【うち不登校0.9%(+0.1ポイント)】、中学校:5.8%【うち不登校4.4%(+0.4ポイント)】、合計:2.9%【うち不登校2.1%(+0.2ポイント)】</p> |
|--------|---|

【資料5】都道府県別在留外国人数の推移

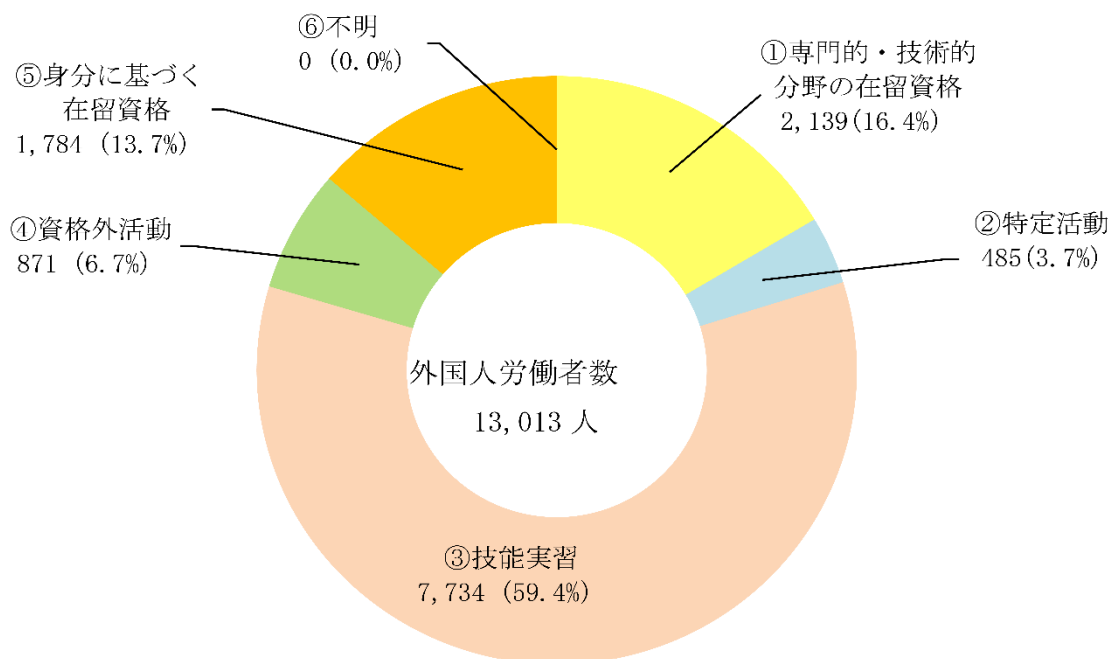
(法務省出入国在留管理庁「令和3年末現在における在留外国人数について」)

| 都道府県 | 平成29年末 (2017) | 平成30年末 (2018) | 対前年末 増減率 (%) | 令和元年末 (2019) | 対前年末 増減率 (%) | 令和2年末 (2020) | 対前年末 増減率 (%) | 令和3年末 (2021) | 構成比 (%) | 対前年末 増減率 (%) |
|------|------------------|------------------|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------|------------|--------------------|
| 総数 | 2,561,848 | 2,731,093 | 6.6 | 2,933,137 | 7.4 | 2,887,116 | -1.6 | 2,760,635 | 100.0 | -4.4 |
| 熊本県 | 13,582 | 15,576 | 14.7 | 17,942 | 15.2 | 17,751 | -1.1 | 16,686 | 0.6 | -6.0 |

【資料6】厚生労働省 熊本労働局「外国人雇用状況」の届け出状況集計結果 (熊本労働局「在留資格別外国人労働者の割合(令和3年10月末現在)」)

【届出状況のポイント】

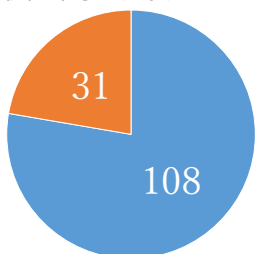
- 外国人労働者数は13,013人で、前年比85人増加し、平成19年に届出が義務化されて以降、最高を更新したが、対前年増加率は0.7%と、前年の4.7%から4.0ポイントの減少。
- 外国人を雇用する事業所数は3,064か所で、前年比154か所増加し、届出の義務化以降、最高を更新したが、対前年増加率は5.3%と、前年の6.1%から0.8ポイントの減少。
- 国籍別では、ベトナムが最も多く5,814人(外国人労働者全体の44.7%)、次いで中国2,266人(同17.4%)、フィリピン1,810人(同13.9%)の順。
- 在留資格別では、「特定活動」が485人で、前年比231人(90.9%)増加、「専門的・技術的分野の在留資格」が2,139人で、前年比472人(28.3%)増加、「身分に基づく在留資格」が1,784人で、前年比170人(10.5%)増加。一方、「技能実習」は7,734人で、前年比766人(9.0%)の減少。



【資料7】熊本県「夜間中学」についてのアンケート調査結果

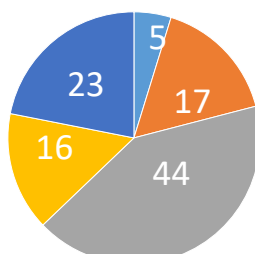
- 実施期間：令和3年11月1日～11月26日
- 配付枚数：20,000枚（日本語版15,000枚、中国語版・韓国語版各2,500枚）

問1 夜間中学で勉強したいですか



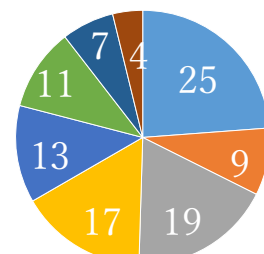
- 勉強したい(108)
- 勉強したくない(31)

問2(1)勉強したい理由は何ですか



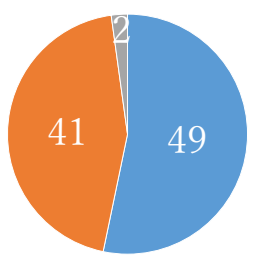
- 卒業証書が欲しい(5)
- 日本語の習得(17)
- あまり勉強できなかった(44)
- 進学、就職(16)
- その他(23)

問2(2)何歳ですか



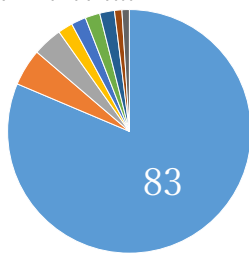
- 13～15歳(25)
- 16～19歳(9)
- 20代(19)
- 30代(17)
- 40代(13)
- 50代(11)
- 60代(7)
- 70代以上(4)

問2(3)中学校を卒業していますか



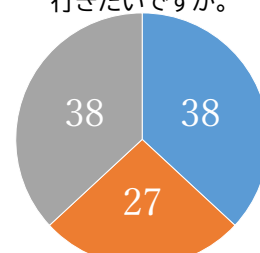
- している(49)
- していない(41)

問2(4)国籍はどこですか



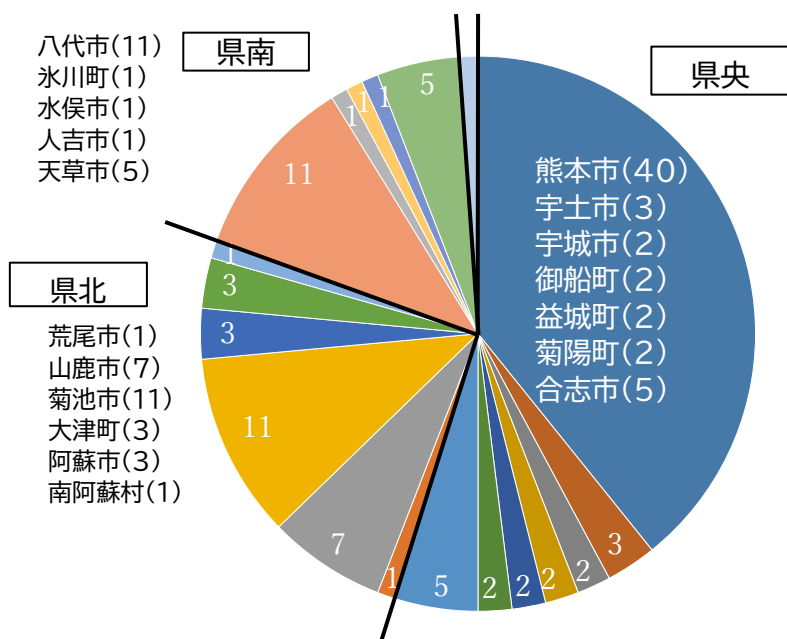
- 日本(83)
- フィリピン(5)
- ベトナム(4)
- 中国(2)
- 韓国(2)
- タイ(2)
- カンボジア(2)
- アメリカ(1)
- インドネシア(1)

問2(6)夜間中学校にどうやって行きたいですか。

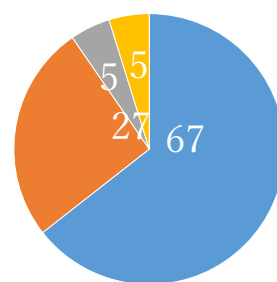


- 車・バイク(38)
- バス・電車(27)
- 自転車・歩いて(38)

問2(5)今、どこに住んでいますか

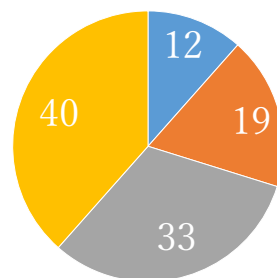


問2(7)通学時間がどれくらいであれば行きたいですか



- 30分(67)
- 31～60分(27)
- 61～90分(5)
- 90分以上(5)

問2(8)週に何回行くことができますか



- 毎日(12)
- 週4日(19)
- 週3日(33)
- 週1, 2日(40)

【別紙②】

参 考 資 料

熊本県夜間中学設置基本方針（案）

令和4年（2022年） 月

熊本県教育委員会

< 参 考 資 料 >

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律・・・1
- 義務教育費国庫負担法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第3期教育振興基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 子どもの貧困対策に関する大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 国会答弁・・2
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
・・3
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）・・・・4
- 義務教育未修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方
について（通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編・・・・・・・・・・・・・・・・6

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(平成二十八年十二月十四日法律第百五号)

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(一～三 略)

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

(五 略)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）（平成29年3月改正）

(教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担)

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二 (略)

三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別な指導を行うための教育課程及び夜間その他特別な時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

○ 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日 閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

○ 夜間中学の設置・充実

- ・ 学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

○ 子どもの貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日 閣議決定）

第4 指標の改善に向けた重点施策

1 教育の支援

(8) その他の教育支援

(夜間中学の設置促進・充実)

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

○ 国会答弁（令和3年1月25日）（第204回通常国会衆議院予算委員会）

<質問（要旨）>遠山 清彦 委員（公明・比例九州）

様々な事情から義務教育を受けられなかった方々、外国人の方々、不登校の子供たちに学びの機会を提供する夜間中学を、来年度からの5年間で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも1校を設置するという目標達成を目指していただきたい。

<答弁（全文）>菅 義偉 内閣総理大臣

夜間中学は、高齢の方や不登校の経験者など十分な教育を受けられなかった方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しています。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
(平成29年3月31日 文部科学省)

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、令和3年度現在、夜間中学は12都府県30市区36校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。

また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）
（平成29年3月31日 28文科初第1874号）

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第18号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。こと。（第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5関係）

2 学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第56条の4（同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第132条の5に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。こと。

- (1) 特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。こと。
- (2) 中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。こと。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。こと。

第2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

- (1) 学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。こと。
- (2) 夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものである。こと。

2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第21条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。こと。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる。こと。

○ 義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）（抜粋）（平成27年7月30日 27初初企第15号）

1. 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

2. 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。
- (1) 指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース
 - (2) 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース
 - (3) 転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース
 - (4) 修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース
 - (5) 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース
3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱いている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。

○ 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（抜粋）

第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 生徒の発達への支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(4) 学齢を経過した者への配慮

① 学齢を経過した者を対象とする教育課程（第1章第4の2の（4）のア）

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。令和4年度現在、全国に36校が設置されている。

平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、学齢期を経過した者（以下、「学齢経過者」という。）であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたところである。

夜間中学には、義務教育未修者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者や不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者、そして不登校となっている学齢生徒の受け入れが可能である。このように、夜間中学には、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

学齢経過者は、既に社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがあり、この部分については、義務教育の目的・目標を達成する上で学校教育において改めて実施しなくてもよい場合が考えられる。

他方、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することは困難な実態があり、限られた時間で必要な教育を行うことが、就学機会の確保の観点からも必要である。

このため、平成29年3月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢経過者に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。具体的には、同規則第56条の4等において、学齢経過者のうち、その者の年齢、経験、または勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより特別の教育課程によることができるものとした。これを受けた文部科学大臣の告示において、特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、各教科等の内容のうち、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとし、また、指導する上で必要な場合は、小学校段階の内容を取り扱うことができることとした。さらに、特別な教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとした。

なお、この際、当該特別の指導を行う必要がある者か否かの判断及びその教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」28文科初第1874号平成29年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知）。

上述のように、夜間中学については、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることが可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、学校教育法規則第56条等に基づき、特別の教育課程を編成することとなる。

② 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善
(第1章第4の2の(4)のイ)

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要である。このため、第4節1「(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」の欄も参照しつつ、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要となる。このため、第4節2「(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である。